

子ども・子育て会議	
資料 4-1	R7.7.17

## 【当日差し替え分】

### 令和8年度木津川市保育施設利用調整基準点表について（案）

#### ■ 概要

令和8年4月から入所する児童の入所調整を行う際の調整基準点表について、多様化する保育ニーズに対応し、保護者の実態に即した取扱いとすることが望ましいと考えられることから、以下のとおり見直しを行うものです。

変更・追加内容につきましては以下のとおりです。

#### ■ 変更・追加内容

##### (調整点数表)

No	内容
7	兄弟姉妹が同一事業利用「+9」を「+11」へ変更
9-5	<p>「預かり保育事業、一時預かり事業、認可外保育施設等の過去3か月平均月10日以上の利用実績がある ※就労中・疾病・障害で事業を利用している場合のみ。リフレッシュ等での利用は対象としない」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「預かり保育事業、一時預かり事業、認可外保育施設等の過去3か月平均月10日以上の利用実績がある ※就労中・<u>就学中・職業訓練中</u>・疾病・障害で事業を利用している場合のみ。リフレッシュ等での利用は対象としない」</p>

#### ■ 施行時期 令和8年4月1日入所調整から適用